

つがる市長交際費の支出状況の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、市長の交際費（以下「交際費」という。）の支出状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表内容)

第2条 交際費の支出状況の公表は、つがる市長交際費の支出基準に関する要綱（平成24年訓令第2号。）第3条の規定に基づき、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出の件名
- (4) 支出金額
- (5) 累計額
- (6) 累計件数

2 前項の規定にかかわらず、つがる市情報公開条例（平成17年条例第9号。以下「公開条例」という。）第9条の規定に基づき、公開しないことができるものについての個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期)

第3条 交際費の支出状況の公表は、市長交際費支出状況（別記様式）により、月毎に区分整理し、当該月分を翌月15日（その日が休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日）までに行うものとする。

(公表の方法)

第4条 交際費の支出状況の公表は、前条に規定する日までに、市のホームページに掲載する方法により行うほか、閲覧の申出があった場合には、所管部署において市長交際費支出状況を閲覧に供するものとする。

2 前項の申出は、公開条例第5条の規定による公開請求の手続は要しないものとする。

(雑則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

市長交際費支出状況

（ 年 月分）

年月日	区 分	件 名	金 額（円）
		合計	件

累 計（ 年度）

区 分	月 分		年度累計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）
祝 儀				
弔慰金				
見舞金				
激励金				
懇談費				
贈答費				
その他				
合 計				